

一般社団法人 全日本愛鱗会

錦鯉品評会規定

この規定は、本会の目的事業遂行のため錦鯉品評会に関し、次の通り定める。

(名 称)

第1条 この品評会は、一般社団法人全日本愛鱗会国際錦鯉品評会と称し、その略称を国際展という。

2. このほか本会機構に準じ、各々の地区・支部・分会が主催する品評会はそれぞれ固有の名称を冠して呼称し、またその略称を地区展、支部展、分会展という。

(目 的)

第2条 錦鯉品評会は、本会会員の丹精こめて育成した愛鯉を一堂に集め、その美を競い、飼育、鑑賞の実をあげ、その成果を称えるとともに会員相互の親睦を図り、併せて広く展覧に供し、一般愛好家の指導と錦鯉の普及を図ることを目的とする。

(機 構)

第3条 国際展は本会会員をもって組織する。

但し、外国支部・外国友好団体および内外一般愛好家の参加を認める。

2. その他の品評会は、それぞれの主催する地区・支部・分会において品評会を構成し開催する。

(開 催)

第4条 国際展は、文化庁および関係諸団体の後援または協賛のもとに、毎年1回11月吉日をもって開催する。担当支部・地区、開催地、開催日は候補より理事会で選定し総会に報告する。

2. その他の品評会は、国際展開催日以外の日程を選び、それぞれの地区・支部・分会間において調整を計り、開催日の重複を避け決定する。

3. このほか各々が合同し、またその他の諸団体と適宜に合同して品評会を開催することができる。

但し、後者の場合は事前に本部に申し出るものとする。

(構成と運営)

第5条 国際展の企画・構成は、その都度本部大会役員並びに担当支部・地区大会役員により大会実行委員会を組織し、一切の企画・準備・役務等にわたる大会要項を策定する。

2. 大会運営については、本部大会役員のほか、主に担当支部・地区大会役員がこの役務にあたる。

3. 本会会長は大会会長となり、これらすべてを統括する。

4. 企画・構成・運営等に関し、特に本規定の枠をこえる問題が生じた場合は、予め本部品評会事業部に諮問する。

5. 担当支部・地区以外の支部・地区は、組織の構成員として特に出品魚数の目標達成に協力し、各支部長は参与となりその役務を遂行する。また各支部は理事会

で定める協力金を拠出する。

6. その他の品評会については本項に準じ、それぞれの地域的特色をいかして斬新な企画・運営を図る。

(広 報)

第 6 条 国際展の大会要項は大会会長が、これを本会の機関誌『日鱗』に発表し、またその他の方法を講じ広報する。

2. その他の品評会においても一般に広報する。

(出品要領)

第 7 条 出品資格は原則として本会会員とする。但し、一般愛好家の当日入会を認める。この場合は、当該支部長の了解を求め、所定の入会手続きを経て会員資格を得ることとする。また入会の意志なく出品のみを希望する者については、出品料のほか、相当額の負担金を徴し出品を認める。相当額については、その都度大会実行委員会で定める。

2. 錦鯉生産者および流通業者は出品できない。
3. 出品魚は出品者本人の所有の鯉に限る。
4. 前項に違反して出品し、その事実が判明したときは、後日といえども入賞を取り消す。
5. 出品手続きの要領は、機関誌『日鱗』に出品票を綴り込み全会員に郵送する。また、別に会場受付に配備する。出品者は所定の出品内容を正確に記入し、出品料を添えて出品魚受付係へ提出する。
6. 出品魚数の制限はしない。
7. 出品魚の品種区分は、出品者の申し込み通り受け付ける。

(出品料)

第 8 条 国際展の出品料は理事会で決定する。

2. その他の品評会は、各々の主催者により決定する。

(審査区分)

第 9 条 体位区分は体長により次の 16 区分に分け、その計測は最長法とする。

15 部. 15cm まで 20 部. 20cm まで 25 部. 25cm まで
30 部. 30cm まで 35 部. 35cm まで 40 部. 40cm まで
45 部. 45cm まで 50 部. 50cm まで 55 部. 55cm まで
60 部. 60cm まで 65 部. 65cm まで 70 部. 70cm まで
75 部. 75cm まで 80 部. 80cm まで 85 部. 85cm まで
85 超部. 85cm を超えるもの

2. 品種区分は次の 17 品種とする。

① 紅白 ② 大正三色 ③ 昭和三色 ④ ベっ甲 ⑤ 写りもの
⑥ 浅黄 ⑦ 秋翠 ⑧ 衣 ⑨ 変わりもの ⑩ 五色
⑪ 無地もの (松葉と金銀鱗種を含む)
⑫ 光り無地もの (金銀松葉と金銀鱗種を含む) ⑬ 光り模様もの
⑭ 光り写りもの ⑮ 金銀鱗 1 種 (紅白・大正三色・昭和三色・写りもの)
⑯ 金銀鱗 2 種 (1 種以外) ⑰ 丹頂 (金銀鱗種を含む)

3. 前二項を原則とするが、大会実行委員会により他の区分によることもできる。

(審査基準)

第 10 条 審査は、体形・斑紋・色調・資質・品格等を総合的に観察し、その美的表現の芸術性を比較審美する。

2. 病魚・奇形・変形・欠損・薬品障害・形成手術等による欠陥・欠損とみなされる鯉は、減点もしくは失格となることがある。

(審査方法)

第 11 条 国際展の審査員の構成は、公認審査員により編成し、全体の統括のため審査員長 1 名を置く。なお、審査員のうち 1 名を副審査員長に指名する。また各班の統括のためそれぞれに班長を置く。

2. 審査は原則として公開主義とし、審査立会人のもとで体位・品種区分別にそれぞれすべて出品魚を比較評価し、入賞鯉を選定する。

3. 審査の決定は合議制を原則とし、必要に応じ投票によることができる。審査員長並びに班長は主審となり、審査上の裁決権を有する。但し、この場合は十分な審議を経たのち審査員の意見を集約し、その数が分かれて表決不能となるときは、主審の判定意見を述べこれを決定することができる。

4. 各部総合の審査は審査員長も加わり、各班で決定する。全体総合優勝の審査は、審査員長の指揮のもとで全審査員により前項規定に従い決定する。

その他の特別賞の審査方法は、審査会議において決定する。

5. 出品鯉の体位・品種区分に疑義のあるときは、審査員の裁量によりこれを処理する。

6. その他の品評会においては、本規定に準じ、各々の企画・規模により任意に編成する。但し、審査員中の公認審査員を次のとおり確保するよう配慮する。

地区展はその班長全員、支部展は 1 名以上。

(審査員の委嘱)

第 12 条 国際展の審査員は、理事会において選考し決定する。大会会長はこれを委嘱し事前に発表する。

2. 審査員の選任および委嘱後、欠員が生じたときは大会会長がこれを補充する。

3. 審査員に委嘱された者は、当該品評会の審査に当たる部に出品することができない。

4. その他の品評会においては、審査員派遣の円滑化を計るため、各主催者は事前にこれを協議調整して委嘱する。

(入賞)

第 13 条 国際展の入賞は、次の通りとする。

(1) 各部・各種ごとに優勝 1 席・優勝 2 席・優勝 3 席および準優勝とする。準優勝は順位をつけず、その入賞枠は、その都度大会実行委員会により出品数にスライドして定める。

(2) 各部総合は、各部各種入賞鯉の中より更に優秀なものを選出して各部総合優勝 1 位（鱗王賞）・各部総合優勝 2 位・同 3 位とする。

(3) 全出品魚の中より最高賞として全体総合優勝（鱗王大賞）1 尾を選出する。

但し、各部総合と重複しないこととする。

- (4) 出品数による大会への貢献度の表彰として、多数出品者賞を設ける。
 - (5) 個人対抗および支部対抗得点賞を設ける。
 - (6) このほか、外国部門賞・種別優秀賞・担当支部・地区の特別企画賞等、その都度大会実行委員会で適宜に設けることができる。
2. その他の品評会における入賞は本項に準じ、主催者においてこれを定める。

(褒 賞)

第 14 条 国際展における褒賞は、一般社団法人全日本愛鱗会会長賞を授与する。

2. 諸官庁または関係諸団体等より贈られた賞については、その都度大会実行委員会でその配分を決めこれを贈呈する。
3. 記念品等は斬新な企画により、その都度大会実行委員会により設定する。
4. その他の品評会については、申請により、本部は会長賞を授与する。

(出品魚の取扱いと安全管理)

第 15 条 会場内の出品魚の取扱いとその安全管理について、大会実行委員会は事故防止を図るため、安全対策にかかわるそれぞれの部門を設置し、その役務に関し次の担当責任者を選任し、その権限を委ねる。

- (1) 出品魚管理責任者
 - (2) 審査進行立会責任者
 - (3) 場内管理責任者
 - (4) 搬出指示責任者
2. 各責任者はそれぞれの役務に熟達した経験者を委嘱配置し、万全を期してその監督指揮に努める。
3. 各責任者の役務は以下の通りとする。
- (1) **出品魚管理責任者**
搬入受付・検寸とそれらの確認・区分仕分けの入槽・審査時の魚取扱い・入賞魚の処理・事故魚の救急処置等
 - (2) **審査進行立会責任者**
入賞魚員数枠の設定とその指示・魚取扱いの指示・入賞魚の仕分けとその確認等
 - (3) **場内管理責任者**
出品魚の健康状態・水質と水量・酸素補給の作動・水槽および場内管理・観覧者整理と誘導等
 - (4) **搬出指示責任者**
撤収にかかわる集魚・搬出の指示監督等
4. 撤収時の集魚・袋詰め等は、搬出指示責任者の指図・号令によってのみ、その作業を始めるものとする。
5. 撤収時、出品者はそれぞれの順序を経て、搬出指示責任者へ各自の出品魚の異常の有無を報告する。閉会后、その異常申し出があっても受理しない。
6. 紛失不明および所有者不明の残置魚などの問題が生じたときは、搬出指示責任者は大会実行委員長と協議のうえ、当該者または当該支部責任者の了解のもとに、

搬出指示を決定するものとする。

7. 出品魚の場外搬出は集魚完全確認の後、搬出指示責任者の指示号令によってのみ始めることとし、それ以外はいかなる場合も禁止する。
8. 所有者不明の残置魚等は大会実行委員会によって2週間保管し、その間届出がなければこれを処分することができる。
9. 万一の事故魚の発生に備え、大会実行委員会は、これに必要な救急施設・薬品・器材等を常備しなければならない。

(事故賠償について)

第16条 大会期間中、場内において出品魚の死亡・紛失・その他の事故が生じたとき、本会はその代償的責任を負わない。

(経費)

第17条 国際展の経費は、出品料・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2. 国際展の収支決算報告は、本部事務局において作成し、理事会の承認を得る。

(雑則)

第18条 品評会においてすべての参加者は、役員の手引に従い、その運営に協力し、品位と礼儀を重んじ、秩序を乱してはならない。

2. 審査の判定については、一切の異議申し立てを受理しない。
3. 審査中、審査立会人および魚取扱者等は、審査を妨げるような言動をしてはならない。
4. 国際展における審査員の経費等は支給しない。その他の品評会については、各々の主催者において考慮する。
5. 本会の品評会においてすべての参加者は、本規定を遵守すること。
もし、本規定に違反し、名誉を著しく毀損し、破廉恥な行為のあったときは、大会会長は大会役員と協議のうえ、本会定款第10条およびその他の処分をすることができる。

附 則

1. 本規定は、昭和61年5月18日より施行する。

附 則

1. 本規定は、昭和63年6月5日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、平成5年6月27日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、平成7年1月21日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規定は、平成9年6月29日改定し、即日施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年6月17日改正し、即日施行する。